

福水第20011号
令和5年10月3日

福崎町上下水道事業審議会
会長 瓦田 沙季 様

福崎町長 尾 崎 吉 晴

水道料金体系の改定について（諮問）

福崎町上下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問しますので、ご審議頂きますようお願いいたします。

記

《諮問事項》

・水道料金体系の改定について

本町の水道料金は、平成14年4月に改定して以来、約20年が経過しました。そして、料金体系については、事業の創設認可以降、利用用途により料金が異なる用途別水道料金体系を採用しています。

我が国の水道料金体系は、用途別水道料金、口径別水道料金及び単一水道料金に大別され、本町で採用している用途別水道料金体系は、家事用、営業用など用途別に料金を決める方式です。これは主に営業用の負担を大きくすることで一般家庭の料金を抑え、水道の普及を促進し、公衆衛生の向上を図る目的として設定された料金体系です。しかしながら、その目的は既に達成されたと考えられる上、用途別水道料金体系では、近年目まぐるしく変わる営業形態、用途に対応しきれなくなっています。

このようなことから、全国的にも水道メーターの口径により料金が異なる口径別水道料金体系を採用する事業者が増えています。そして、本町におきましても、公平性の観点から口径別水道料金体系への移行について検討を進めてきました。

本審議会では、以上の内容をご審議いただき、適正な料金体系についてご意見を賜りたく諮問いたします。